

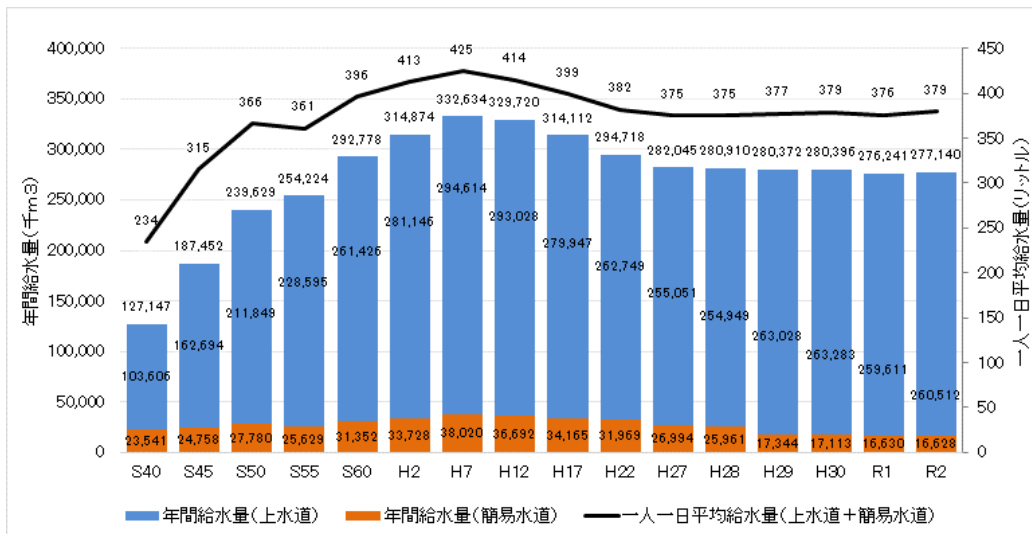
長野県水道ビジョンの改定について

環境部水大気環境課

1 改定の趣旨

- 人口減少による水道需要の減少、料金収入の減少や、水道施設の老朽化、災害リスクの高まり、多様かつ高度化する水質管理基準への対応など、水道事業を取り巻く環境は厳しくなっています。

【給水量の推移】



- 県では、安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性やとるべき方策・連携策を示した「長野県水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を平成 29 年 3 月に策定しました。

目標年度	令和 8 年度（平成 29 年度からの 10 年間）
基本理念	人口減少社会の中で安心・安全な水道水を届ける
基本目標	[持 続] 持続可能な水道事業経営 [強 靱] 災害に強い強靱な水道の構築 [安 全] 安心安全な水道水の供給
広域連携の推進	経営基盤の強化に対する有効手段として広域連携を推進

- ビジョン策定から 5 年が経過したことから、具体的施策や広域連携の進捗状況、法制度の改正状況等を踏まえ、ビジョンの改定を行います。

※現行ビジョンは、[こちら](#)をご覧ください。

2 主な改定内容

(1) 水道事業の広域連携

- 令和元年10月1日に施行された改正水道法では、水道事業の基盤強化を図るため、都道府県に市町村等水道事業者（以下「事業者」という。）の広域連携の推進役としての責務が規定され、県内の水道事業の広域連携の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）」の策定が求められています。
- 県では、ビジョンに基づき各圏域（上小・長野地域を1圏域とする9圏域）に設置された「広域連携検討の場」において、各圏域における広域連携の方向性について検討を進めており、事業者と合意が得られた以下の内容をビジョンの改定内容に盛り込むことで、プランとして策定します。

広域連携の方向性

- 財政の改善効果が最も大きく、専門性の高い人材の確保や、施設整備、管理業務、災害時の対応等の事業運営全般において組織体制強化を図ることができる圏域単位の「事業統合」を目指すことが望ましい。
- ただし、「事業統合」に向けて段階的に広域連携を実施する場合は、以下の方策により圏域全体の基盤を強化する。
 - ① **一部の事業者の「事業統合」を先行して実施**し、圏域の中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との事務の共同化、技術面・人材面での協力や業務受託等の連携を行う。
【該当圏域：佐久、上田・長野、上伊那、松本】
 - ② 「**事務の共同化**」により、経費の削減、仕様書の共通化・施設等の更新基準の統一・営業業務の共同化等を通じた技術力や専門性を確保する。
【該当圏域：諏訪、南信州、木曽、北アルプス、北信】
- 圏域をまたぐ広域連携が有効な場合は、圏域が異なる事業者間における広域連携策についても検討を進める。

(2) 指標及び目標の見直し

- ビジョンでは、「持続」「強靱」「安全」の3つの基本目標のもと、8つの取組の方向性と具体的な方策を示し、特に重要なものについては、指標とその目標値を設定しています。
- 指標及び目標の進捗状況、法制度等の改正状況を踏まえ、下記により見直します。

主な見直し内容

1. 既定目標値の見直し

- (1) 「公営企業会計の適用の更なる推進について（新ロードマップ）」により、人口3万人以下の簡易水道事業も含めて令和5年度末までに100%適用とされているため、同値に再設定する。

指標	現状値	現目標値（年度）	新目標値（年度）
公営企業会計の適用率	67.5%(2021)	61%(2020)	100%(2023)

2. 新規追加項目

- (1) 新経済・財政再生計画改革工程表 2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされていることから、指標へ追加する。

指標	現状値（年度）	目標値（年度）
経営戦略の見直し率	18.8%(2021)	100%(2025)

- (2) 国土強靱化年次計画 2022（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）において、水道関連の指標として以下の項目が掲げられていることから、指標へ追加する。

指標	現状値（年度）	目標値（年度）※
水道施設平面図のデジタル化率	87.0%(2020)	100%(2025)
危機管理マニュアルの策定率	77.8%(2019)	100%(2023)
浄水場の停電対策実施率	74.6%(2019)	77%(2025)
浄水場の土砂災害対策実施率	33.3%(2019)	48%(2025)
浄水場の浸水災害対策実施率	50.0%(2019)	59%(2025)
浄水場の耐震化率	29.7%(2020)	41%(2025)
配水場の耐震化率	40.7%(2020)	70%(2025)

※国目標値と同値

- (3) プランの策定に伴い、広域連携に係る取組の指標を追加する。

指標	現状値（年度）	目標値（年度）
水道の広域連携に取り組む圏域数	—	9圏域(2026)
水道基盤強化計画※策定圏域数	—	4圏域(2026)

※広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画（水道法第5条の3）

(3) 小規模水道の基盤強化に向けた対応策

- 県内では、給水が困難な中山間地域において、市町村や住民組合等により小規模水道（簡易水道事業、法定外水道（飲料水供給施設や簡易給水施設））が多く設置されていますが、人口減少や住民の高齢化等により今後の維持管理が困難になるおそれがあり、小規模水道等の基盤を強化し、将来にわたり持続的に運営するための対応策等の検討が必要となっています。
- そのため、県内の小規模水道施設等の現状、課題等を踏まえて、新たに下記の対応策をビジョンへ規定します。

小規模水道の対応策

- アンケート調査を実施した結果、小規模水道施設が所在する 46 市町村のうち 34 市町村（74%）において、施設の老朽化やコスト及び人員面での維持管理の困難さ、安全性確保への不安などの課題を抱えており、これらの課題解決に向け、以下の対応策を規定。

全 般	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の上水道事業又は簡易水道事業への統合・ 給水区域のスリム化（深井戸等による自給体制の確保、運搬給水等）・ 給水区域外の開発抑制・ ニーズを把握した適切なアドバイス
人 材	<ul style="list-style-type: none">・ 技術支援体制の整備・ アドバイザー派遣事業の拡充等による人材バンクシステムの構築・ 技術研修等を通じた職員の育成
施 設	<ul style="list-style-type: none">・ 設置場所に応じた取水設備や維持管理が簡便なる過設備の導入・ 給水規模及び将来予測に基づく、統廃合を含めた施設のダウンサイジング
費 用	<ul style="list-style-type: none">・ 水質管理・検査、料金業務及び各種システム等、隣接する施設での共同委託による効率化・ リース契約による設備導入コストの削減

3 改定期日（予定）

令和5年3月中